

畜産とくつく情報

平成 21 年 10 月 9 日
(通算 第 103 号)
問い合わせ先
長野県庁農政部園芸畜産課
電話 026-235-7232
enchiku@pref.nagano.jp

養豚農場における新型インフルエンザの対応について のお願い

新型インフルエンザが全国で流行しています。

また、海外では新型インフルエンザが人から豚へ感染した事例が報告されています。

長野県では、万一、豚に感染した場合でも、風評被害が起こらないよう万全の対策をとるため、養豚農場における新型インフルエンザの当面の対応方針を定め、豚への感染及びまん延防止を行います。

養豚農家の皆様は、飼養豚への新型インフルエンザの感染に十分注意していただくとともに、各種対応について御理解と御協力をお願いします。

1 飼養衛生管理の徹底

インフルエンザ様症状(38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等)のある従業員や関係者(家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等)を農場へ立ち入らせないようにしてください。

人、車両の立入りの状況を記録してください。

農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、畜舎専用の手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行してください。

2 飼養者、従業員又は家族がインフルエンザ様症状を呈する場合

速やかに医療機関で受診するようにしましょう。

3 飼養者、従業員又は家族がインフルエンザ(A型)と診断された場合

(1) 以下に留意し飼養管理を行ってください。

畜舎内作業は可能なかぎり感染者以外の方が行ってください。

やむを得ず感染者が畜舎内作業を行う場合には、マスク、手袋等を必ず着用し、感染を広げるおそれのある物(使用したマスク、手袋、鼻紙等)の廃棄専用蓋付きゴミ箱等を用意するなど、これらからのウイルス飛散を防止する対策をとるとともに、作業着等の消毒を徹底し、豚への感染に十分注意してください。

(2) 新型インフルエンザの人から豚への感染防止、豚の間でのまん延防止及び豚から人への感染防止のため、以下の場合には、家畜保健衛生所へ速やかに連絡してください。

飼養者又は従業員がインフルエンザ（A型）と診断された場合
関係者がインフルエンザ（A型）と診断され、ウイルス排泄期間（概ね
発症1日前から発症後7日間）に畜舎に立ち入っていたことが判明した
場合

4 家畜保健衛生所による立入検査

- (1) ご連絡がありましたら、家畜保健衛生所が農場へ立ち入らせていただき、
異常の有無の確認と、異常があった場合には、インフルエンザ簡易検査を
実施します。
- (2) 簡易検査陽性の場合、飼養豚の移動自粛をお願いします。
（新型インフルエンザウイルスの有無が確認されるまで）
ただし、豚舎毎に作業者・器材等が完全に区分されている場合には、移
動自粛の必要のない場合があります。
- (3) 精密検査の結果、新型インフルエンザと判定された場合（採材後6～13日
程度かかります）
 - ア 公表
農林水産省及び県で公表します。（地域は限定せず、県内の発生としま
す）
 - イ 確認検査
家畜保健衛生所が再度農場に立ち入らせていただき、ウイルスが確認
された豚舎の豚等について、ウイルス検査を実施します。
検査により陰性を確認した時点で、移動自粛要請を終了とします。
陽性の場合には移動自粛を継続していただき、一定期間（7日間程度）経
過後、再度ウイルス検査を実施し、陰性を確認した時点で移動自粛を終
了します。
 - ウ 移動自粛の特別解除
次の(ア)及び(イ)の事項全てが家畜保健衛生所により確認された豚房に
ついては、その豚房の豚に限り、移動可能となります。
(ア)移動予定豚房及び隣接豚房の豚全頭に症状のないことが移動予定日
前日に家畜保健衛生所により確認されており、かつ、移動当日にも飼
養者により確認されていること。
(イ)移動予定豚房について、移動予定日前日にウイルス検査が陰性である
こと。

詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください。

家畜保健衛生所	電 話	家畜保健衛生所	電 話
佐久	0267-62-4123	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782		
飯田	0265-53-0439 時間外：0265-23-1111	県庁園芸畜産課	026-235-7232 時間外：026-232-0111